

# 外国法事務弁護士制度の改革について

— 弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働の推進 —



平瀬 知明\*

## 目次

### 一 はじめに

### 二 改正に至る経緯

- 1 外国法事務弁護士制度の意義等
- 2 外国法事務弁護士制度の概要
- 3 改正に至る背景

### 三 改正法の概要

### 四 おわりに

.....

### 一 はじめに

平成 15 年 7 月 18 日、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）の一部改正を含む、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 128 号）が可決成立し、同月 25 日に公布された。外弁法は、昭和 62 年の施行以来、弁護士業務をとりまく国際的環境の変化等を踏まえ、数次にわたる改正を経ていところ、今回の改正は、司法制度改革の一環として、日本法と外国法を含む包括的・総合的な法律サービスに対する利用者のニーズに的確に応えるとともに、我が国弁護士の国際化に資するとの観点から、弁護士と外国法事務弁護士とが多様な形態で提携・協働することを推進するものである。筆者は、司法制度改革推進本部事務局の一員として、今回の外弁法の改正作業に携わる機会を得たことから、本稿で、今回の改正に至る経緯及び改正された外弁法の内容を解説することとしたい。もとより、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

## 二 改正に至る経緯

### 1 外国法事務弁護士制度の意義等

外国法事務弁護士制度は、昭和 61 年 5 月公布、昭和 62 年 4 月施行の外弁法によって導入されたものである。この制度は外国弁護士受入制度とも呼ばれ、外国の弁護士となる資格を有する者が、当該外国で与え

られた資格を根拠として、我が国において新たに資格試験等を課されることなく、外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことができるようにする制度である。すなわち、この制度により、例えば、米国ニューヨーク州の弁護士資格を有する者が、新たな試験等を課されることなく、我が国において、ニューヨーク州法に関する一定の法律サービスを提供することが認められることとなる。この制度の導入の結果、我が国の弁護士資格のない外国弁護士が、我が国において外国法に関する法律事務を取り扱うことができる道が開かれることとなった。これが外国弁護士受入制度と呼ばれる所以である。

外弁法制定に至る経緯は、昭和 49 年に米国ニューヨーク州弁護士会から日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）に、外国弁護士受入制度についての意向打診があったことに端を発している。その後、昭和 57 年に米国が、昭和 59 年に EC（現在の EU）が、それぞれこの問題を貿易摩擦の一環として取り上げ、政府間協議として政治問題化した。政府は、この外国弁護士問題が、我が国の司法制度、特に弁護士の在り方に直接関わる問題との認識から、日弁連の自主的意見を尊重しつつ、速やかに国内的にも国際的にも妥当とされる解決を図るとの見地に立って、日弁連と緊密な協議・検討を行った。その結果が外弁法制定という形で結実された。

外国法事務弁護士制度については、制度導入後の平成元年以降、米国及び EC から、相次いで規制緩和の要求がなされ、懸案の外交案件の一つとなっている。今回の外弁法の改正により、このうち、①外国法事務弁護士と弁護士との共同経営の許容、②外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止の廃止について、我が国としてひとまず回答を示したこととなろう。もっとも、

\* 特許庁特許審査第二部審査官（前司法制度改革推進本部事務局参事官補佐）

今回の外弁法の改正は、このような諸外国からの規制緩和要求に対応するものというよりは、むしろ、司法制度改革審議会意見書の提言を踏まえ、我が国の主体性に基づいて、日本法と外国法を含む包括的・総合的な法律サービスを提供し得る環境を整備する観点から行ったものである。

今年で外弁法施行から17年を迎え、登録者数は本年4月時点で約220名に上り、原資格国も、米国、イギリス、中国、フランスなど15カ国を数える。登録者数は、日本弁護士の登録者数が約1万9,000人であることからすると、決して多いとは言えないものの、外弁法の目的である渉外的法律関係の安定に少なからず寄与してきたと考えられ、今回の外弁法の改正を契機として、今後、一層、外国法事務弁護士の専門性が生かされ、弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働が推進されることが望まれる。

## 2 外国法事務弁護士制度の概要

外国弁護士が、外国法事務弁護士として我が国において活動するためには、法務大臣の承認と日弁連が備える外国法事務弁護士名簿への登録が必要とされる。法務大臣の承認手続は、外国弁護士が外国法事務弁護士として提供する法律サービスの質を保障し、依頼者を保護するために極めて重要な手続であり、その承認の要件は、①外国弁護士となる資格を有していること、②3年以上の職務経験があること、③その他欠格事由に該当しないこと、誠実に職務を遂行する意思があることなどである。外国法事務弁護士名簿への登録を受けた外国法事務弁護士は、単位弁護士会及び日弁連に外国特別会員として入会するものとされ、違法行為等を行った場合には、日弁連の懲戒処分を受けることになる。

外国法事務弁護士の業務として行うことができる法律事務は、①原資格国法に関する法律事務（例えば、ニューヨーク州弁護士の資格に基づいて法務大臣の承認を受けた者の場合は、ニューヨーク州法が原資格国法となる。）②指定法に関する法律事務（例えば、原資格国法がニューヨーク州法である者が、カリフォルニア州弁護士の資格も有していた場合であって、法務大臣の指定を受けた場合は、カリフォルニア州法が指定法となる。）③原資格国法や指定法以外の外国法（第三国法）に関する法律事務（但し、有資格者からの書

面による助言を受けることが条件となる。）である。外国法事務弁護士は、例えば、前記①～③の法に関する法律相談やオピニオン・レターの作成等の法律事務は行うことはできるが、日本法に関する法律事務は取り扱うことはできず、日本法に関する専門的知識を要する、訴訟手続の代理や刑事事件の辩护人としての活動等は行うことはできない。このように、外国法事務弁護士の業務範囲が制限されたのは、外国弁護士は、原資格国法等の専門家ではあるが、日本法に関しては、一般的に、専門的知識があるとは言い難いからである。

現行法においては、外国法事務弁護士が弁護士を雇用することについては全面的に禁止されているとともに、弁護士と外国法事務弁護士との共同事業については原則禁止とした上で、その一部例外として、特定共同事業制度が設けられているなど、外国法事務弁護士と弁護士とが提携・協働していく上での事前規制が施されている。これらは、外国法事務弁護士の業務範囲が前記のごとく原資格国法等に限定されているために、弁護士と共同事業あるいは雇用の形態をとることにより、外国法事務弁護士が、業務範囲外の行為に及ぶことを防ぐために設けられた規制であるとされている。

特定共同事業制度は、平成6年の改正により導入されたものであり、外国法事務弁護士が、職務経験が5年以上である弁護士とする場合に限定して、組合契約その他の契約により、外国法に関する知識を必要とする法律事務や外資系会社の依頼による法律事件についての法律事務等の一定の範囲の法律事務を行うことを目的とする共同事業を営むことを認めるものである。同制度の下においては、外国法事務弁護士は、かかる一定の範囲の法律事務について、継続的に弁護士と共同して案件を処理し、その収益の分配を受けることが可能となる。なお、外国法事務弁護士の業務範囲については、同制度の下においても拡大されるものではなく、外国法事務弁護士が日本法に関する法律事務を取り扱うことは認められていない。

## 3 改正に至る背景

### (1) 我が国社会経済活動の国際化とこれに伴う法的ニーズ

近時、社会経済活動の国際化、グローバル化は加速度的に進み、これに伴い、日本法のみならず外国法が適用される案件が飛躍的に増加していると言われてい

る。また、IT等の通信・航空機などの交通手段の発達により、企業のみならず個人が、例えば、日本人が海外旅行中に交通事故に遭ったり、あるいは日本国内で外国人と離婚した場合のように、外国法の適用が問題となる事件に巻き込まれる事態も増加している。さらには、電子商取引が発達し、個人が自宅に居ながらにして海外取引を行うことが今以上に盛んになれば、一層こうした傾向が進むものと予測される。

日本の企業あるいは個人が、このように日本法のみならず外国法が適用される案件に巻き込まれた場合に、国内において相談することのできる場所としては、一般的には、日本の渉外事務所か外国法事務弁護士事務所ということになるが、現状では、日本の渉外系法律事務所の数自体それほど多くはなく、日本の最大規模の渉外系法律事務所でも所属する弁護士数は190名程度である。大型の企業買収等の案件では、買収する企業のデュー・ディリジェンス（適正評価）のために、何十人もの弁護士が専従体制を組む必要があるといわれるが、このような大型の渉外案件に対応する能力のある渉外事務所数はさらに少ない。

一方、現在の外国法事務弁護士事務所については、所属する外国法事務弁護士数が数名程度の小規模のものが大半を占めている上、単独では日本法に関する法律事務を取り扱うことができない。日本法と外国法にまたがる案件を取り扱うことができるのは、日本の法律事務所と外国法事務弁護士事務所との特定共同事業ということになるが、特定共同事業の数は、最近でこそ増加する傾向にあるが、平成15年でわずか28にとどまっていた。

我が国においては、このように渉外的案件に関する法的ニーズは着実に増加しているにもかかわらず、それに対応するだけの法的基盤がはなはだ不十分なのではないかということが懸念されている。とりわけ、我が国における法律サービスの制度的基盤が脆弱であるために、我が国の国内企業が、渉外的案件については、日本の法律事務所ではなく、直接外国のローファームに法律事務の処理を依頼するケースも多く、我が国の司法の空洞化が起きている、といった指摘もなされている。

## (2) 現行特定共同事業制度について指摘されている問題点

特定共同事業制度については、平成10年に、特定共同事業の目的とすることができる法律事務の範囲の

制限を緩和する改正を行ったが、なおも特定共同事業を利用する弁護士、外国法事務弁護士等のほか、米国やEUを中心に様々な問題点が指摘されてきた。例えば、現行特定共同事業制度では、外国法事務弁護士の知識や経験、ノウハウを活用できる法律事務の中にも目的とすることができないものがあるという点や、特定共同事業の目的として共同処理することができる法律事務が限定されているため、弁護士と外国法事務弁護士が一つの事務所を構成することができないという点である。

前者の問題点については、具体的には、現行特定共同事業制度では、例えば、①当事者の全部又は一部が国内に在住する外国人である事件や、②外国会社等が保有する議決権が二分の一未満である外資系会社の依頼による事件についての法律事務や、③外国法事務弁護士のビジネスロイヤーとしての経験に基づく様々な知識、例えば、企業買収におけるデュー・ディリジェンスの手法やストラクチャー・ファイナンスにおけるリーガルストラクチャーの企画力などが必要とされる法律事務であっても、事件当事者や適用法令等の関係から現行特定共同事業の目的に該当しないことがあるため、外国法事務弁護士を関与させることができない場合があると指摘されていた。さらに、④例えば、米国における日米企業間の特許権侵害訴訟に関連して、被告である米国企業が当該特許権侵害訴訟を有利に進めるために、第三者である日本人を使って、原告が日本で有している特許について、日本の特許庁に特許異議の申立てをした場合のように、渉外的紛争を一体となって解決することに合理性のある事件についての法律事務も特定共同事業の目的とすることができない場合もあるなどとも指摘されていた。

後者の問題点については、特定共同事業の目的として共同処理できる法律事務が限定されているため、外国法事務弁護士が関与できない弁護士固有の法律事務が存在することになり、弁護士と外国法事務弁護士とが一つの事務所を構成することができないということである。その結果、特定共同事業は、弁護士が所属する日本の法律事務所と外国法事務弁護士が所属する外国法事務弁護士事務所とのジョイントベンチャーという形にならざるを得ず、①弁護士と外国法事務弁護士とが緊密に連携して、質・量ともに豊かな渉外的法律サービスを提供することが困難である、②弁護士事務

所と外国法事務弁護士事務所とで会計を分離しなければならず、そのための無駄なコストがかかる、③形式上、弁護士と外国法事務弁護士とが別の事務所に所属しているの、例えば、オピニオン・レターにしても二つの事務所の連名のものとなってしまう、そのため、顧客の信用を得ることができないなどといった問題が指摘されていた。

(3) 司法制度改革における検討状況

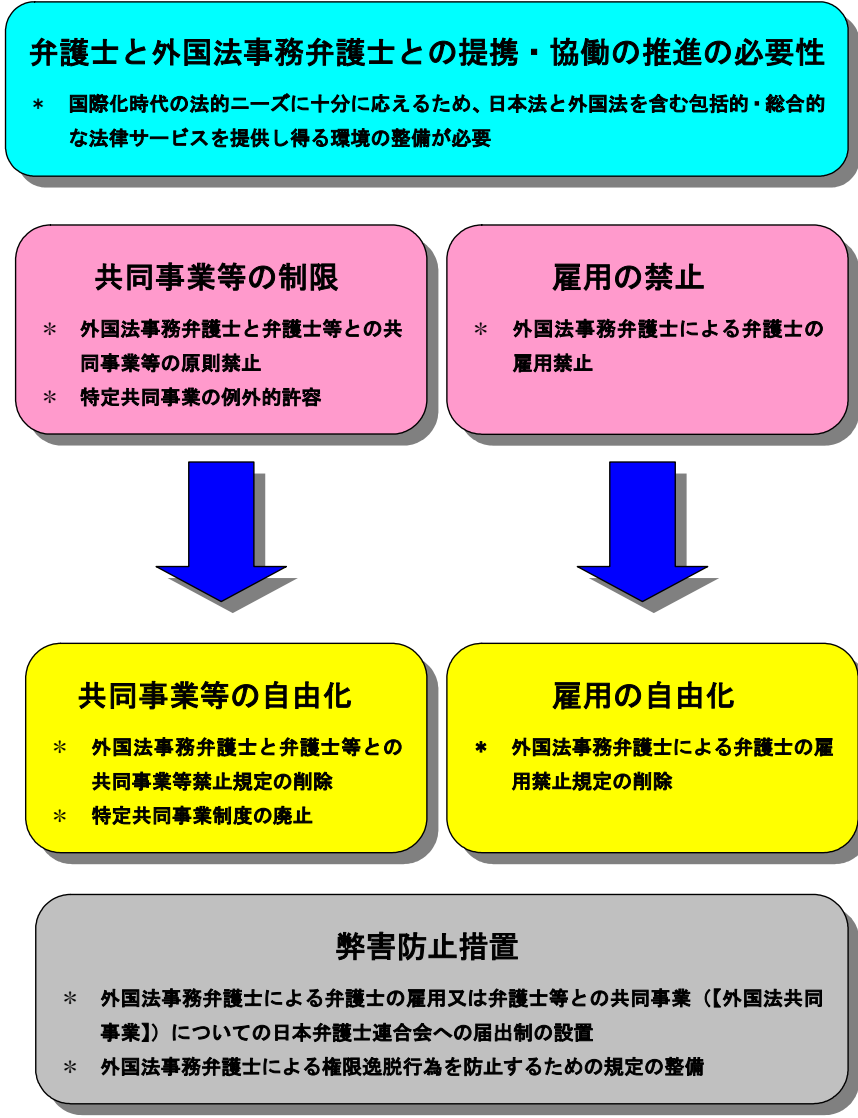
司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)は、国際化時代の法的ニーズに十分に答え、日本法と外国法を含む包括的・総合的な法律サービスを提供し得る環境を整備するという観点から、「日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、例えば特定共同事業の要件緩和等を行うべき

である。」と提言している。

同意見書を受け、平成13年12月に内閣に設置された司法制度改革推進本部は、平成14年1月より、学者、有識者、利用者、弁護士、外国法事務弁護士、外国弁護士など幅広い分野から選ばれた11名の委員により構成される国際化検討会(座長: 柏木昇前東京大学教授)を開催し、新しい制度設計に向けた議論を行った。同検討会では、特定共同事業を営む弁護士と外国法事務弁護士、日本企業、外資系企業、在日米国商工会議所、渉外系法律事務所の弁護士、国内事務所の弁護士、有識者、日弁連、法務省等から幅広くヒアリングを実施して、現状や問題点を把握した上で、外国法事務弁護士と弁護士との共同事業の自由化の可否など、様々な論点について検討を行った。同検討会では、インター

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正

－弁護士と外国法事務弁護士との提携・協働の推進－



ネットにより議事録等を公開した形で透明性の高い議論がなされ、今回の改正法案の提出までに計13回にわたって会議が開催された。平成15年2月、同検討会における議論の方向性が示され、司法制度改革推進本部事務局において、この議論の方向性を踏まえつつ、立案作業が進められ、同年3月14日、外弁法の一部改正を含む、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案が第156回国会に提出された。

### 三 改正法の概要

#### (1) 外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規定の削除等

現行法においては、前記のとおり、外国法事務弁護士による弁護士の雇用が禁止されるとともに（同法49条1項）、外国法事務弁護士と弁護士等との共同事業及び収益分配が原則的に禁止された上で（同条2項）、この一部例外として、一定の涉外的要素を有する法律事務を目的とする限りにおいて、共同事業（特定共同事業）が認められていた（同49条の2）。

このように、外国法事務弁護士と弁護士との提携・協働について事前規制が施されていたのは、外国法事務弁護士は日本法に関する法律事務を取り扱ってはならないということが外弁法の基本的な原則であるところ、外国法事務弁護士による弁護士の雇用を認め、外国法事務弁護士と弁護士等との共同事業を無制限に認めれば、外国法事務弁護士が雇用や共同事業といった形態を利用して、権限外の日本法に関する法律事務の処理に介入するおそれが典型的に高いと考えられたため、このような権限逸脱行為に及ぶことを防止しようとしたものである。外国法事務弁護士制度の導入当時は、我が国における外国法事務弁護士の活動実態などについての実績が無かったことから、権限逸脱行為のおそれが典型的に高いと考えて、雇用禁止・共同事業の禁止といった事前規制を施すことには一定の合理性はあったものと考えられる。

しかしながら、今日、前記したとおり、我が国の社会経済活動が急速に国際化、グローバル化するのに伴い、日本法及び外国法を含む包括的・総合的な法律サービスに対する法的ニーズの増大に対応するため、外国法事務弁護士と弁護士とのより緊密な提携・協働関係を構築することの必要性が高まっている。また、外弁法施行後17年余りを経て、さらに特定共同事業制

度の導入からも9年余りを経た今日まで、外国法事務弁護士が権限逸脱行為によって懲戒処分を課された事例が1例もないこと、外国法事務弁護士が取り扱う法律事務は、国際取引など国際的な企業活動に関するものがほとんどであることなどの施行実績に照らした場合、雇用であるか共同事業であるかの法形式を問わず、外国法事務弁護士が権限逸脱行為に及ぶおそれは、事前規制を課さなければならないほど高くはないものと考えられる。このため、立法当時の弊害予測をそのまま前提にした上で、権限逸脱行為に対する懲戒や罰則といった事後規制に加えて、さらに雇用及び共同事業に関する事前規制を維持し続けることの合理性については、規制は必要最小限のものであるべきことに照らすと、今日では疑問があると言わざるを得ないと考えられる。

そこで、今回の外弁法の改正においては、外国法事務弁護士による弁護士の雇用を禁止する規定（現行法49条1項）を削除するとともに、外国法事務弁護士と弁護士等との共同事業及び収益分配を禁止する規定（同条2項）を削除して特定共同事業制度を廃止し、特定共同事業の代わりに外国法共同事業という制度を創設することとしたものである（改正法2条15号）。

これにより、特定共同事業のように目的とする法律事務の範囲が制限されることは無くなり、外国法事務弁護士と弁護士とは、日本法に関する法律事務のみを目的とすることはもちろんのこと、あらゆる法律事務を目的として自由に外国法共同事業を営むことが可能となり、また、外国法事務弁護士が弁護士を自由に雇用することが可能となる。

このように今回の改正の趣旨は、外国法事務弁護士と弁護士との提携関係を当事者の自由意思に委ねるものであり、外国法共同事業においては、その事業内部における収益分配は当事者間で自由に決めることができることとなったのであるから、日弁連の会則などによって、この収益分配の自由を制限する規制を課すことは違法である。

#### (2) 外国法事務弁護士が権限逸脱行為を行うことの防止措置

外国法事務弁護士は業務範囲の制限された資格者であるとするのが現行制度の前提であり、外国法事務弁護士の権限は、今回の改正後も、原資格国法、指定法等に関する法律事務に限定されている。したがって、

外国法事務弁護士による弁護士の雇用等を認めることとしても、権限の制限された外国法事務弁護士が被雇用弁護士を介するなどして権限逸脱行為を行うことがあってはならない。そこで、今回の外弁法の改正では、規制の緩和を行うと同時に、事後規制を有効に機能させる方途として、このような権限逸脱行為を防止するための措置が設けられている。

具体的には、まず、外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合には、

① 弁護士を雇用する外国法事務弁護士が、当該外国法事務弁護士が行うことのできる業務の範囲を超える法律事務（権限外法律事務）の取扱いについて、被雇用弁護士に対し、雇用関係に基づく業務上の命令をすることを禁止し（改正法49条1項）、

② ①に違反してされた命令を受けて、使用者である外国法事務弁護士の権限逸脱行為に関与した弁護士は、これが雇用関係に基づく業務上の命令に従ったものであることを理由として、懲戒その他の責任を免れないことを明らかにし（同条2項）、さらに、

③ 弁護士を雇用する外国法事務弁護士が、被雇用弁護士が自ら行う法律事務であって当該外国法事務弁護士の権限外法律事務にあたるものの取扱いについて、不当な関与をすることを禁止した（同条3項）。

また、外国法事務弁護士が弁護士等と外国法共同事業を営む場合には、当該外国法事務弁護士は、相手方である弁護士等が自ら行う法律事務であって当該外国法事務弁護士の権限外法律事務にあたるものの取扱いにつき、不当な関与をすることが禁止されている（同法49条の2）。ここでいう「不当な関与」とは、外国法事務弁護士が被雇用弁護士又は相手方の弁護士等が自ら行う法律事務（個人で受任した事件についての法律事務等）の処理に介入することにより、実質的に当該外国法事務弁護士が権限外法律事務を取り扱っているのと同視し得るような関与形態をいい、権限外法律事務の処理から得られる収益の分配に与ることが当然に「不当な関与」に結び付くものではないことは、もちろんのことである。

このような行為規制の規定が整備されることにより、日弁連による懲戒権が実効的に発動されることが期待できるようになるものと考えられる。

なお、日弁連による指導・監督の実効性を担保する見地から、弁護士を雇用し又は外国法共同事業を営む

うとする外国法事務弁護士に対し、雇用又は外国法共同事業に係る一定の事項について、日弁連への届出が義務づけられている（同法49条の3）。

### (3) 外国法共同事業の表示等

外国法共同事業においては、依頼者保護の観点から、①権限の範囲が制限されている外国法事務弁護士が、権限外法律事務にあたり得るような法律事務を事業の目的とし得る根拠、すなわち、外国法共同事業を営んでいる事実、及び、②外国法共同事業に係る弁護士等の事務所名称の情報を、外国法共同事業の依頼者に対して提供させることが必要であると考えられる。そこで、改正法においては、外国法共同事業に係る届出をした外国法事務弁護士については、その事務所の名称に外国法共同事業を営む旨及び相手方である弁護士等の事務所名称を付加することが義務づけられている（改正法49条の4）。

このような付加義務により、依頼者は、事件処理を依頼しようとしている外国法事務弁護士が外国法共同事業を営んでいることを事務所の表示から判断することができ、弁護士と協働して法律事務を提供する旨を僭称する外国法事務弁護士から誤って日本法に関する法律サービスを提供されたり、かつて事件の相手方からの依頼を受けていたなどの理由で、利益相反の問題がある弁護士と外国法共同事業を営んでいる外国法事務弁護士に、事件を依頼するような不測の事態を避けることができるものと考えられる。

具体的な表示例としては、例えば、ジョンソン外国法事務弁護士事務所・永田町法律事務所（外国法共同事業）等が考えられる。

また、外国法共同事業のうち、一定の要件を満たすもの、すなわち、当該外国法共同事業の目的として共同処理する法律事務の範囲に制限がなく、外国法事務弁護士が弁護士等と事務所を共にする場合には、外国法事務弁護士と弁護士等とが経済実体として一つの事業体を共同経営しているものと評価することができる。このことを事務所名称に反映させるべく、かかる一定の要件を満たす外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の事務所については、「外国法共同事業」との文字を用いて相手方である弁護士等の事務所の名称と同一の名称を使用することができることとしている。この場合には、当該外国法事務弁護士は、その事務所の名称に外国法共同事業を営む旨等を付加するこ



とを要しない（同法 49 条の 5）。

これにより、同条の規定する一定の要件を満たす外国法共同事業においては、これまでの特定共同事業においては認められなかった同一の名称を使用することが可能となり、共同の事業の目的制限が撤廃されたこととも相俟って、社会的には、外国法事務弁護士と弁護士とが、名実共に一体となって事務所を共同経営することが可能となる。

なお、この 49 条の 5 は、同条の規定する一定の要件を満たす場合には、外国法共同事業を営む外国法事務弁護士と弁護士とが同一の名称を使用することを可能とする規定であって、これを強制するものではないことは文理上も当然のことである。このため、この規定に関連して、日弁連が、同条の規定する一定の要件を満たす場合に同一の名称を強制するかなどを定めることは違法である。

同一事務所名称の具体例としては、永田町・ジョンソン外国法共同事業事務所、ジョンソン外国法共同事業法律事務所等が考えられる。

なお、ここで述べた、外国法共同事業の表示等の付加義務とその特例については、事務所名称の固有名称部分（前記表示例においては「ジョンソン」や「永田町」の部分）のあり方について、法的な規制を何ら示したのではない。特に、弁護士の事務所名称の固有名称部分については弁護士法上も規制はなく、弁護士が外国法共同事業を営む場合、その外国法共同事業の形態や相手方である外国法事務弁護士との責任分担の取決め内容の如何を問わず、相手方である外国法事務弁護士の所属事業体（ローファーム）の名称を弁護士の事務所名称に使用することは規制されるものではない。

#### （4）施行日

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律の内容のうち、外国法事務弁護士についての弁護士の雇用及び弁護士との共同事業等に関する規制の緩和等については、公布の日（平成 15 年 7 月 25 日）から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 17 年 4 月 1 日）とされている。

## 四 おわりに

司法制度改革審議会意見書は、「司法制度の在り方が、従来のようにいやしくも法曹三者の意向のみに

よって決定されるようなことがあってはならず、また、そうした受け取られ方をされることがないよう十分な配慮をすべきである」とし、「何より重要なことは、司法制度の利用者の意見・意識を十分に汲み取り、それを制度の改革・改善に適切に反映させていくことであ」と提言している。

我が国の社会経済活動の国際化が、今後ますます進展する情勢下において、この意見書の趣旨を汲み取り、司法制度の利用者の視点に立って、外国法事務弁護士制度の改革が行われたことの意義は大きい。また、現在、法律サービスについては、WTO サービス貿易交渉の対象の一つとして取り上げられているところ、今回の外弁法の改正は、我が国が先進国の一員として主体的に規制緩和に取り組んだ改革として高く評価されており、今後、我が国が積極的に交渉に臨む足がかりになることが期待される。

今回の外弁法の改正により、外国法事務弁護士と弁護士による多様な形態での提携・協働がますます促進され、日本法と外国法を含む包括的・総合的な法律サービスに対する利用者のニーズにより的確に答えることが可能になると考えられる。さらに、我が国の弁護士が欧米のビジネスローのノウハウを修得する機会が増えるなど、弁護士が国際化することに貢献し、ひいては日本経済の国際競争力を高める基盤整備に繋がるものが期待される。

#### （参考文献）

1. 但木敬一「外国法事務弁護士制度—受入の経緯と業務の範囲」NBL375号～378号
2. 戸田信久・堺徹「改正外国弁護士法の概要—わが国弁護士との共同経営等解禁へ」NBL550号・551号
3. 大場亮太郎・横井朗「改正外国弁護士法の概要—外国法事務弁護士による弁護士との共同経営自由化および弁護士の雇用解禁等」NBL773号～775号

（原稿受領 2004. 5. 14）